

## 第1回モニタリング・事業促進ワーキンググループ（概要）

日時：平成26年2月13日（木）10:00～11:30

会場：中央合同庁舎第4号館4階共用443会議室

出席者：柳川座長、谷口委員、根本委員、宮本委員、野城委員、江口専門委員、河端専門委員、財間専門委員、野元氏

内閣府：持永審議官、井上参事官、國松企画官、山田企画官、真弓参事官補佐、小林参事官補佐、橋主査、荻野政策調査員、

議事概要：

### 1. モニタリング・事業促進に関する論点について

○事務局から資料1に基づいて説明。また、野元氏より、資料2-1、2-2について説明。主要な意見は下記のとおり。

[モニタリングについて]

- ・事業の目的を明確化することが必要で、その際にKPIを基幹指標として設定し、達成度についてモニタリングを行うことが有用である。事業促進については、指標を単純化してモニタリングを単純化すること。
- ・要求水準書は事業により分量が異なる。紹介した病院案件のようなものは分量も多くなるが、独立採算事業は、民間事業者の自由度が高く分量もさほど多くならないと考える。
- ・病院のような案件について要求水準書やモニタリングをゼロから構築することは難しいため、英国のNHSのような、中立的な専門家集団において事業ごとにひな型を作成する方法も、事業促進の観点からみてもあるのではないか。
- ・要求水準書がアウトプット発注になっていないことの原因の一つは、ノウハウが足りないこと。また、要求水準書がうまく作り込まれていないし詳細な基準も公表されていないのでモニタリングがうまくいかない。サービス購入型のPFIに取り組んでいない自治体へPFIを促進していくためには、モニタリングの標準的なモデルを公表することが必要。
- ・モニタリングについて標準的なものを作ってほしい。サンプルを作ってもらえればこれをベースに他のものも作れる。
- ・モニタリングは減額の考えが基本だが、創意工夫を促す観点から一定のボーナスを付与する方法もあるのではないか。
- ・モニタリングと事業促進は関係深く、要求水準書を細かく規定し過ぎると民間事業者の創意工夫の発揮余地が少なくなる。創意工夫を促すようなモニタリングの仕組みづくりが必要である。サービス購入型と、運営権・独立採算型では、創意工夫とモニタリングの考え方が異なるので分けて考える必要がある。

[事業促進について]

- ・今後のインフラの総合管理においてPFIの活用を啓発することが事業促進につながる。
- ・民間事業者の参入が見込めないような小規模案件が主になってしまう小規模自治体においてもPFIを活用できるような議論が必要である。
- ・事業促進については、英国の4PsやPartnerships UKの事例も参考となる。標準契約1の活用についても広報も重要。
- ・サービス購入型以外の類型は、民間事業者にとってリスクが高くても高いリターンが期待できる事業でなければ意味がない。民間による資金調達のインセンティブが高まるような取組を求めたい。

[総論]

- ・ガイドラインに盛り込むべき事項と、課題を提示して方向性を指し示す事項との選別をし、ガイドラインに盛り込むべき事項を今後集中的に議論すべきである。
- ・事業促進については、自治体間での情報交流の仕組みをどうするか、現実的な視点での議論が必要である。ガイドラインに落とし込むか、提言的なものにするのか、7月までにどのレベルでまとめていくのか整理する。

2. 今後の進め方について

○事務局から資料3に基づいて説明。

主要な意見は下記のとおり。

- ・今後、収益施設併設型事業におけるモニタリング方法を議論するに当たり、我が国では事例が少ないので、海外の案件を参考として提示することは行わないのか。  
→（事務局）海外も含め、事例収集の対象を検討したい。

以上

（速報のため事後修正の可能性があります）

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-1810